

各都道府県担当部長 あて

農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

マレーシア向けに輸出される食品に関する輸入規制の変更について

マレーシア向けに輸出される食品については、「マレーシア向けに輸出される食品に関する輸入規制について」（平成23年7月4日付け、23国際第371号農林水産省大臣官房国際部国際協力課長他1名連名）により、全都道府県・食品を対象として日付証明及び産地証明を求めること、ただし、福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、神奈川県、埼玉県、千葉県の上記8県で収穫・加工された食品については、マレーシア側で全ロット検査の対象となることをお知らせしたところです。

その後、マレーシア保健省は、8月1日から埼玉県を上記8県から除外することを決定致しましたが、9月2日、埼玉県産の茶葉から暫定規制値を超えるセシウムが検出されたことを受け、9月26日以降、埼玉県を指定都県に戻すことを決定いたしました。

よって、マレーシア側で全ロット検査対象となるのは、福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、神奈川県、埼玉県、千葉県の8県となります。

9月26日からの措置(平成23年7月1日～7月31日までは同様の措置)

次の区分ごとに輸出国の管轄当局が発行する証明書を要求

	対 象	証明すべき内容
1	3月11日より前に収穫、加工した食品	収穫・加工の時期
2	8県(福島、群馬、茨城、栃木、宮城、神奈川、埼玉、千葉)で収穫・加工した食品	収穫・加工した場所が8県内であること
3	8県以外で収穫・加工した食品	収穫・加工した場所が8県以外であること

※2については、マレーシア側で全ロット検査対象となる

これまでの措置(平成23年8月1日～平成23年9月25日まで)

次の区分ごとに輸出国の管轄当局が発行する証明書を要求

	対 象	証明すべき内容
1	3月11日より前に収穫、加工した食品	収穫・加工の時期
2	7県(福島、群馬、茨城、栃木、宮城、神奈川、千葉)で収穫・加工した食品	収穫・加工した場所が7県内であること
3	7県以外で収穫・加工した食品	収穫・加工した場所が7県以外であること